

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年十月十日奈良県指令建第九二一〇七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年三月十二日建第八一六二号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年三月十二日建第四九三一号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市木戸一九〇番三の一部並びに八川八五番一の一部、八五番二、八五番三、八五番四、八五番五の一部、八五番六、八五番七及び八六番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉一二二八番地

武藏正

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市木戸一九〇番三並びに八川八五番一、八五番二、八五番四、八五番五、八五番六及び八五番七の各一部

下水道 葛城市木戸一九〇番三並びに八川八五番一、八五番二、八五番四、八五番五及び八五番六の各一部

一 許可番号

平成二十五年十月十八日奈良県指令建第九二一〇七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年三月十三日建第八一六三号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年三月十三日建第四九三二号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字池尻七四番二及び七五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉一二二八番地

武藏正

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字池尻七四番二及び七五番一の各一部

水路 大和高田市大字池尻七五番一の一部

一 許可番号

平成二十五年十二月十一日奈良県指令建第九二一六六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年三月十三日建第八一六四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年三月十三日建第四九三三号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市逢坂二丁目五二五番、五二六番四、五二九番、五三〇番、五三一番、五三二番の一部及び五三三番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市逢坂五丁目八〇二番地

奥山一雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市逢坂二丁目五三〇番先里道及び水路の各一部

水路 香芝市逢坂二丁目五三二番及び五三三番の各一部

一 許可番号

平成二十五年九月十一日奈良県指令建第九二一八八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年三月十四日建第八一六五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年三月十四日建第四九三四号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市額田部北町六三三番一、六三三番三、六三三番四、六三三番五、六三三番六、六三三番七、六三四番一、六三四番七、六三四番八、六三四番九、六三四番一

○、六三四番一、六三五番一、六三五番三、六三五番一、六三五番一、六三五番一四、六三五番一五、六三五番一六、六三五番一七、六三五番一九、六三五番二〇、六三五番二一、六三五番二二、六三五番二三及び六三五番二四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市額田部北町五五〇番地の八

ウエストリバーホーム株式会社 代表取締役 西川貴雄

大和郡山市額田部北町六七一番地

植田米子

大和郡山市額田部北町七三二番地

小林勇

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市額田部北町六三三番四、六三四番九及び六三五番一

下水道 大和郡山市額田部北町六三三番四及び六三五番一の各一部

一 許可番号

平成二十五年十月二十一日奈良県指令建第九二―一二七号

平成二十六年二月二十五日奈良県指令建第九二―一二七―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年三月十四日建第八一六六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年三月十四日建第四九三三五号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市良福寺二七四番一、二七四番三、二七四番四、二七四番五、二七四番六、二

七四番七、二七四番八及び二七四番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地の二九

株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市良福寺二七四番一二

下水道 香芝市良福寺二七四番一二の一部

水路 香芝市良福寺二七四番四